

指定管理者を公募する公の施設の概要

港町ふ頭コンテナヤード施設

担当部局	港湾空港部管理課（電話：0138-21-3484）
所在地	函館市港町2丁目14番53号
目的	函館港におけるコンテナ貨物等の物流の活性化を図り地域経済の発展に資することを目的とする。
事業概要	港町ふ頭コンテナヤード施設の管理運営
開館時間等	<p>供用期間 1月1日から12月31日まで（通年）</p> <p>供用時間 午前0時から午後12時まで（24時間）</p> <p>※コンテナ貨物等の搬出入、荷役等に支障を来さない体制としますが、上記供用期間、時間中職員が常駐しなければならないものではありません。</p>
施設概要	<p>コンテナヤード 2.9ha</p> <p>上屋 1棟</p> <p>管理棟 1棟</p> <p>リーファコンセント 32口</p> <p>移動式荷役機械 3基</p> <p>（タイヤマウント式ジブクレーン 1基</p> <p>リーチスタッカ 2基）</p>
指定管理者が行う業務内容	<ol style="list-style-type: none"> コンテナヤード施設の管理運営に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置および研修等に関する業務 ・上屋、リーファコンセント、移動式荷役機械の使用の許可および規制等に関する業務 ・除雪に関する業務 ・清掃に関する業務 ・警備、巡回等に関する業務 コンテナヤード施設および付属施設の維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備に係る修繕業務 ・施設・設備に係る点検業務 ・移動式荷役機械に係る給油業務 外国貨物等の管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・社（団体）内管理規定策定業務 ・記帳業務 国内貨物等の管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・記帳業務 その他の業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、事故発生時の対応に関する業務 ・市に提出する書類の作成等庶務経理業務
施設管理運営経費	市から指定管理者へ支払う指定管理料および指定管理者が収受する利用料金によります。
条例	函館市港湾施設管理条例
現指定管理者	株式会社函館国際貿易センター